

企画県土警察常任委員会資料

(平成23年9月16日)

- | | |
|--|-----------------------|
| 1 中四国サミットの概要について | 【企画課】・・・・1ページ |
| 2 第2回中海会議の概要について | 【企画課】・・・・6ページ |
| 3 航空自衛隊岐阜基地における次期輸送機（XC-2）の視察について | 【企画課】・・・・7ページ |
| 4 新生公立鳥取環境大学公立化シンポジウムについて | 【新生公立大学設立準備室】・・・・8ページ |
| 5 新生公立鳥取環境大学のシンボルマーク及びキャッチフレーズの
一次審査結果について | 【新生公立大学設立準備室】・・・・9ページ |
| 6 平成22年度決算（市町村分）に係る健全化判断比率・
資金不足比率（暫定値）について | 【自治振興課】・・・11ページ |
| 7 次期中山間地域対策検討懇談会の開催概要について | 【中山間振興・定住促進課】・・・14ページ |
| 8 春秋国際旅行社姜副社長と知事の面談結果等について | 【交通政策課】・・・18ページ |

企 画 部

中四国サミットの概要について

平成23年9月16日
企画課

岡山市内で開催された中四国サミットの概要について、次のとおり報告します。

1 日時等

日 時 平成23年8月24日（水） 14時～16時
場 所 岡山市内（ホテルグランヴィア岡山）

2 参加者

中四国9県知事（副知事による代理出席を含む。）
中国経済連合会会長、四国経済連合会会長

3 意見交換

（1）大規模広域的災害時における「カウンターパート方式」による相互応援体制について

- 飯泉徳島県知事が、大規模広域的災害時に相互応援を行う県（パートナー）をあらかじめ決めて連携を図る「カウンターパート方式」を提案した。
- 平井知事が、「徳島県の提案に賛成する。全国知事会等の既存枠組みとの調整は必要だが、普段から大規模広域的災害時の連携相手を決めておくと対応が早い。」旨を発言した。
- あらかじめパートナーを決める方針には概ね賛同が得られたが、「災害の大きさによってはより広域的な連携が必要」「パートナーの設定方法によっては同時に被災する可能性が生じるので、組み合わせについては検討が必要」などの意見もあり、今後、事務レベル（担当課長会議又は担当部局長会議）で詳細を検討することとした。

（2）東日本大震災を踏まえた大規模災害対策等について

- 共同アピールを採択した。

（3）国出先機関廃止に係る広域的実施体制の検討について

- 中四国にまたがる国出先機関の地方での受入れについてどのように検討を進めていくかなどについて意見交換を行った。
- 平井知事が、「特に中国四国地方環境事務所をどうするのかという課題があるが、まずは受け入れるという方向性を確認し、我々としての意思表示をすべき。」旨を発言した。
- 中国四国農政局及び中国四国地方環境事務所を念頭において、今後受皿を検討することとした。その際、詳細を検討するため、広域連携に関する担当部局長会議を開催することとした。

（4）高速道路の整備促進と本四道路等の料金制度等について

- 共同アピールを採択した。

東日本大震災を踏まえた大規模災害対策等について

去る3月11日、東日本大震災が発生し、三陸沖を震源とする観測史上最大の地震と、それに伴う津波が、東日本の広い範囲にわたって、想像を超える被害をもたらした。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故はいまだ収束に至らず、不安定な状況が続くなど、我が国全体の国民生活や経済に深刻な影響をもたらしている。

この度の震災により犠牲となられた方々に衷心より哀悼の意を表し、被災者の皆様に、心からお見舞いを申し上げるとともに、被災地の一日も早い復興を心から願っている。

この大規模災害に対し、中四国各県・各経済団体においては、これまでにも被災地支援に積極的に取り組んできたところであり、今後とも最大限の対応を図って参る所存である。

その一方で、東日本大震災による被害の範囲や規模を鑑みると、中四国地域において大規模災害が発生した際には、安全確保や災害復旧をはじめ、産業面への影響についても、中四国地域だけでの対応には限界があると言わざるを得ない。

このため、政府においては、リーダーシップの欠如により東日本大震災の復旧・復興に大きな混乱が生じたことを踏まえ、今後、政治の強力なりーダーシップを發揮し、次の事項を早期に実現するよう強く要請する。

1 防災対策の検証及び全国的な被災地支援制度の構築

国において、東日本大震災で被害が拡大した原因及び分析と発生後の災害対応の検証を行うとともに、東海・東南海・南海地震の3地震が連動して発生した場合の被害想定を早急に明らかにすること。また、大規模・広範囲に及ぶ災害が起こることを前提とした上で、国による被災自治体への支援方策を確立することは勿論のこと、迅速・円滑に支援を行うため、国が主体となって、支援する自治体と支援される自治体とをマッチングする被災地支援制度を構築すること。

2 原子力発電所に係る安全対策・防災対策等の推進

福島第一原子力発電所の事故原因を速やかに徹底究明し、新たな知見に基づき安全基準の抜本的な見直しを行い、原子力施設の安全確保のために必要な対策を早急に実施すること。

その際、安全基準などの判断根拠を、国が責任を持って、立地及び周辺自治体に具体的に示すとともに、 국민に説明すること。

あわせて、事故の想定、E P Zの範囲、オフサイトセンターの代替施設、複合災害の想定など、防災指針、防災基本計画の見直しを早急に行うことともに、関係隣接都道府県の拡充など、速やかに原子力防災対策を強化すること。

さらに、今回の事故における避難区域等が、どのような根拠に基づき設定されたのか、関係自治体へ早急に説明するなど、関係道県・市町村が行う地域防災計画の見直しに対して協力・支援を行うとともに、県境を越える広域避難や行政機能の移転等の課題に対しても対応できるよう、国が前

面に立った防災体制を構築すること。

特に、影響が広域化する可能性があることから、国は、モニタリングポストやSPEEDI端末の全国的な整備・活用を進めるとともに、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療等の原子力防災対策に必要となる資機材等について、速やかに整備・備蓄すること。

あわせて、国として、修復や被ばく医療等の緊急事態の応急対策に速やかに対応できる体制の整備や、食品等の放射性物質を測定するための検査機器整備など必要な対策を行う自治体への財源措置、更には、実践的な経験・専門的知識を有する要員の養成等、自治体を支援するための措置を講ずること。

さらに、原子力安全規制に関する現行の法制度について、抜本的な見直しを行い、国民の安全・安心により重点を置いた法制度を整備すること。

3 放射性物質による影響への対応

今回の事故による放射性物質の影響について、国民生活や経済活動にかかる幅広い分野における安全基準や取扱指針を定め、安全・安心を確保する対策を速やかに実施し、その情報を分かりやすく、かつ迅速に提供するとともに、放射性物質による影響に伴う損失を補填する制度を確立すること。

また、風評被害の払拭や防止のため、国内外に対し、放射性物質の検査数値及びその結果に基づく評価を継続的に公表すること。特に、落ち込みの激しい海外からの観光客誘致、食品及び工業品輸出の正常化のため、安全・安心であることを保証するための体制づくりを進め、日本の国際的な信用・信頼の回復に努めること。

4 災害に強いインフラの整備及び「減災」対策の推進

東日本大震災を踏まえ、地震・津波・液状化対策に係る基準や指針等の見直しを行うとともに、防災上重要な公共土木施設の整備や、避難所となる文教施設・ため池等農業水利施設等の耐震化を推進すること。

また、大規模災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実に行うためには、広域的な人流・物流ルートを確保する必要があり、空港、港湾、鉄道、道路等の交通インフラにおける適切な耐震施設の配置や多重性・代替性を向上させる緊急輸送ネットワークの整備を推進するとともに、関係者の協力体制の構築に向けた支援を行うこと。

さらに、「減災」の視点から、高速道路や鉄道等の既存公共施設への避難路の整備や避難階段の設置、地域の実情に配慮した土地利用規制制度の構築など、ハード・ソフト両面にわたる対策を推進すること。

5 電力供給の安定化、エネルギー政策の抜本的な見直し及び再生可能エネルギーの普及促進

東日本大震災からの早期復興を進めるため、また、産業の空洞化や雇用喪失への影響を最小化するため、電力供給の安定化を図ること。

エネルギー政策の見直しに当たっては、安全性を大前提としながら、エネルギーの供給安定性や経済性、環境適合性を考慮し、国民生活や企業活動への影響等に留意しつつ、再生可能エネルギー・化石燃料・原子力のバ

ランスのとれた新たなビジョンを早急に提示し、国民的な合意形成を図ること。

このうち、再生可能エネルギーについては、再生可能エネルギー特別措置法案が衆議院を通過したところであり、普及促進を更に加速させるため、技術開発や新規発電設備の設置が一層促進されるよう補助制度も含めた制度を確立すること。

また、「再生可能エネルギーの地産地消」の確立を目指し、規制緩和や必要な法整備を講ずるとともに、地域における再生可能エネルギーの総合的な開発利用対策を推進するための財政措置等の充実を図ること。

6 復旧・復興に向けた地方経済対策の推進

東日本大震災は、被災地のみならず、日本全体の地域経済に深刻な影響を及ぼしている。特に経営基盤が弱い中小企業の支援など、地域経済が停滞から脱却できるような対策を講ずること。

平成23年 8月24日

中四国サミット（中国・四国9県知事、
中国・四国経済連合会会長）

高速道路の整備促進と本四道路等の料金制度等について

それぞれの地方においては、安全・安心な暮らしの向上に努めるとともに、特徴的な地域産業の活性化や環境、観光など新しい分野の産業を育成するなど、地域の成長戦略に取り組んでいるところである。

しかし、中四国地域では、その基盤となる高速道路ネットワークの欠落個所や暫定2車線での供用区間などが数多く存在し、企業誘致、観光振興、地場産品の市場拡大、更には地域防災など、様々な分野で、他地域と比べ、大きなハンディキャップを負っている。

また、先の東日本大震災において、救急医療や災害時における緊急輸送路や代替道路、更には広域的なダブルネットワークなど、高速道路の命を守る道としての重要性についても、改めて認識されたところである。

今後、中四国地域間の交流、連携を促進し、一体的な発展を図る上で、本州四国連絡高速道路をはじめとする高速道路ネットワークが多くの利用者に活用され、高速道路が本来有している機能が十分に発揮されることが重要であることから、次の項目について要請する。

- 1 高速道路ミッシングリンクや暫定2車線区間の早期解消は、特に重要であるため、その整備計画を明確にするとともに、財源も含め、国の責任において、着実かつ早期に整備を進めること。
- 2 高速道路の整備については、その維持の在り方も含め、地方の意見が十分反映される仕組みの下で早急に明確化すること。その際、災害時の代替道路等のネットワークを考慮し、整備の状況や防災面での評価、自治体の財政力に配慮すること。
- 3 地域間の連携・連絡を強化するため、スマートインターチェンジなどの増設や、乗り継ぎ制度等の導入により、既存高速道路の有効活用を図ること。
- 4 本州四国連絡高速道路を含む高速道路等の料金は、休日上限1,000円の料金割引が、平成23年6月20日から廃止となつたが、今後の料金施策の構築に当たっては、地域間格差を是正する全国一律の利用しやすい料金制度とともに、高速道路の整備が遅れている地方の今後の整備に影響が生じないよう、必要な財源を確保すること。
- 5 高速道路料金施策の影響を受ける、フェリー、バス、鉄道などの公共交通機関に対しては、総合的な交通体系のビジョンを示した上で、将来にわたつて維持・存続されるよう、国の責任で、実情に応じた効果的な支援を早急に実施すること。
- 6 国は、本州四国連絡高速道路出資地方公共団体に対し、平成24年度以降の追加出資を求めないこと。また、新たな料金制度の導入については、地方と十分協議し、理解を得ること。

平成23年 8月24日

中四国サミット（中国・四国9県知事、中国・四国経済連合会会長）

第2回中海会議の概要について

平成23年9月16日
企画課

平成23年8月23日に開催された「中海会議」の第2回会議の概要は、次のとおりです。

1 日 時 平成23年8月23日（火）

2 場 所 くにびきメッセ（島根県立産業交流会館）（松江市）

3 構成員 国土交通省中国地方整備局長、農林水産省中国四国農政局長
鳥取県知事、島根県知事、米子市長、境港市長、松江市長、安来市長
<オブザーバー> 環境省（中国四国地方環境事務所長）
防衛省（航空自衛隊美保基地司令）

4 概 要

（1）中海及び境水道の堤防、護岸等の整備について

- 部会「中海湖岸堤等整備に係る調整会議」が、中海湖岸堤整備事業の進捗状況等について報告を行った後、意見交換を行った。
- 湖岸堤整備に当たり、大橋川拡幅により流量が増える前に下流側の湖岸堤を整備することを確認した。また、国土交通省は、鳥取県の津波対策に係る情報も加えて津波対策に関する専門的な検討を行い、その内容も踏まえて整備を進めることとされた。

（2）中海の水質及び流動について

- 部会「中海の水質及び流動会議」が、水質測定結果、流動調査結果、第5期湖沼水質保全計画の進捗状況等について報告を行った後、意見交換を行った。
- 中海全体としては、環境基準が達成されていないので、その原因分析を行い、戦略的に対策を進めることが必要との意見が出された。また、深層における水の交換が難しい箇所がある可能性が指摘されていることから、情報を分析し、浅場造成や生態系を利用した水質改善などを含め、戦略的な取組を進めるべきとの意見が出された。
- 流向・流速の観測を強化・推進すべき（森山堤防開削地点等に暫定的に設置されている流向・流速計の常設化や、米子湾への新設）との意見が出された。
- これらの意見を踏まえ、部会で、専門家の意見も聞きながら、関係機関で検討を進めることとした。

（3）中海沿岸農地の排水不良について

- 「中海沿岸農地排水不良ワーキンググループ」が、排水不良農地（米子市崎津内）の工事残土を活用して客土を行ったモデル事業について経過報告を行った後、意見交換を行い、今後も、残土発生情報等について情報共有を図るとともに、排水不良農地に効果的な対策を検討していくこととした。

（4）中海の利活用について

- 「中海の利活用に関するワーキンググループ」が、利活用策として検討したアイデア（中海周遊サイクリングコースの設定、中海産食材を使ったメニューのPR、藻の活用等）について報告を行った後、意見交換を行い、今後、NPOなどの民間の方々も含め関係機関と調整を図りながら、圏域で協調して取組を進めていくこととした。

航空自衛隊岐阜基地における次期輸送機（XC-2）の観察について

平成23年9月16日
企画課

先日、岐阜基地において、中国四国防衛局による次期輸送機（XC-2：C-2の実験機）の観察が行われましたので、概要等を次のとおり報告します。

- 1 実施日等 平成23年8月26日（金）9：40～12：55
- 2 場所 航空自衛隊岐阜基地（岐阜県各務原市）
- 3 移動方法 航空自衛隊美保基地から、美保基地所属C-1輸送機2機により、航空自衛隊岐阜基地へ移動
- 4 観察者 境港市及び米子市の地元関係者、市議会議員、行政関係者
鳥取県議会議員（横山議員、安田議員、森議員、坂野議員、砂場議員、国岡議員、澤議員、谷村議員）、鳥取県行政関係者（高橋企画部長他）
島根県行政関係者、安来市議会議員、松江市及び安来市行政関係者
計約70名 ※境港市は中村市長も参加

5 観察内容

- (1) 岐阜基地概要説明（岐阜基地涉外室長）
- (2) C-1輸送機及びXC-2機の離着陸等状況の比較見学
(見学場所：滑走路中程から平行に300メートル離れた地点)
- ①離陸 ②上空通過（地上70m） ③タッチアンドゴー ④着陸 } 各メニューにおいて、まずC-1輸送機が先行して飛行等し、その後少し時間を置いて、XC-2機が後を追って飛行等する形態での比較
- (3) XC-2機の機体・機内（カーゴルーム）説明・見学

6 概要

(1) 騒音

離陸、上空通過、タッチアンドゴー、着陸のいずれにおいても、C-1輸送機との比較は、総じて音が小さい印象を受けた。

- ・C-1輸送機は、終始「ゴーン」という轟音が響く。
※飛行時における機内の騒音も相当なレベル（会話等は全くできない状況）であり、美保基地から移動する際、乗員全員に耳栓が配布され、多くの方が着用されていた。
- ・XC-2機は、目の前を通過する際に「ゴー」という、民航旅客機と同程度の音がするが、C-1輸送機と比較すると持続時間が大幅に短い。

(2) 機体・機内（カーゴルーム）

- ・制止時は、数値どおり（約1.5倍）、XC-2機がかなり大きい印象を受けた。
- ・飛行時の威圧感は、見学した場所からは確認できなかった。
- ・カーゴルームは、C-1輸送機に比べかなり広い印象を受けた。カーゴルームには、機体等の安全性を検証するための計測・解析装置等が多数設置されていた。

【参考：中国四国防衛局計測データ】

（単位：デシベル）

区分	離陸	上空通過	タッチアンドゴー	着陸
C-1輸送機	92.1	91.1	89.0	86.0
XC-2機	77.6	86.0	67.8	78.4

新生公立鳥取環境大学公立化シンポジウムについて

平成23年9月16日
新生公立大学設立準備室

鳥取環境大学を来年4月に公立大学として新しく生まれ変わらせる取り組みを広くPRするため、エンジン01オープンカレッジ in 鳥取のイベントとして位置づけた「新生公立鳥取環境大学公立化シンポジウム」を開催します。

1 目的

来年4月に、公立大学として新しく生まれ変わらせる取り組みを広く県民等にPRする。

2 主催

鳥取県、鳥取市、鳥取環境大学

3 内容

- (1) 時 期 平成23年11月19日(土)午後から
(2) 場 所 鳥取環境大学第11講義室(500人)
(3) 講 師 和田秀樹氏
〔精神科医、エンジン01文化戦略会議2011年度オープンカレッジ
実行委員会大会委員長〕
(4) テーマ 教育論
(5) 内 容 ・「夢をあきらめないで」講演
・映画「受験のシンデレラ」上映 など

<エンジン01オープンカレッジ in 鳥取>

- [目 的] 県民・市民に一流の講師陣による質の高い文化事業を提供し、さらに、各分野の文化人との交流を通して地域文化の素晴らしさを再発見し、全国に発信していくことを目的とする。
[主 催] エンジン01文化戦略会議
[共 催] エンジン01オープンカレッジ in 鳥取実行委員会、鳥取県、鳥取市
[開催期間] 3日間(平成24年3月23日(金)～25日(日))
1日目 オープニングシンポジウム (会場 とりぎん文化会館)
2日目 講座 会場:鳥取環境大学、夜楽 会場:市内飲食店
3日目 クロージングシンポジウム (会場 とりぎん文化会館)

<エンジン01文化戦略会議>

- [概 要] 各分野の第一線の著名人、文化人が日本文化の深まりと広がりを目的に参集したボランティア集団で2001年に発足。現在約240人の会員で構成。
・代表 樋口廣太郎
・幹事長 三枝成彰、副幹事長 浅葉克己、池坊美佳、林真理子、矢内廣
[活動内容] 政策提言活動、オープンカレッジの開催、教育活動 など

新生公立鳥取環境大学のシンボルマーク及びキャッチフレーズの一次審査結果について

平成23年9月16日
新生公立大学設立準備室

鳥取県、鳥取市及び鳥取環境大学は、平成24年4月の公立化に向けて、新しく生まれ変わる新生公立鳥取環境大学のイメージアップを図るシンボルマーク及びキャッチフレーズを募集したところ、県内外から応募がありました。

この度、二次審査に進むシンボルマーク及びキャッチフレーズのそれぞれ5作品を決定する一次審査を行いました。

記

1 一次審査の開催結果

- (1) 日時 平成23年9月6日(火)午後1時～午後3時
(2) 場所 鳥取市役所駅南庁舎 地下1階 第5会議室
(3) 選定方法 6人の審査員による審査を行い、各部門から優秀作品5作品を選定
〔審査員〕

区分	職名	氏名
鳥取環境大学	学長	古澤 巍
鳥取環境大学	建築・環境デザイン学科長	十倉 豊
鳥取県	関西本部長	米田 裕子
鳥取市	中央図書館長	西尾 肇
外部有識者	(株)三創グリーン取締役	池本 百代
外部有識者	皆生温泉菊乃家若女将	柴野 寛子

- (4) 入賞作品
○シンボルマーク部門 優秀賞 5作品
○キャッチフレーズ部門 優秀賞 5作品
○詳細は、別紙のとおりです。

<参考> 応募の状況

- ・シンボルマーク部門 95作品(応募者65名、うち県内15名、県外50名)
- ・キャッチフレーズ部門 208作品(応募者118名、うち県内13名、県外105名)
- ・募集期間 7月1日(金)～8月22日(月)

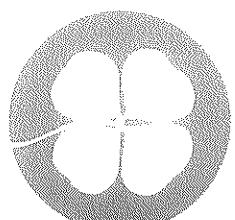
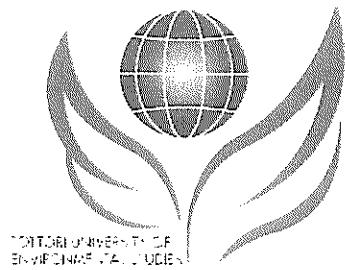
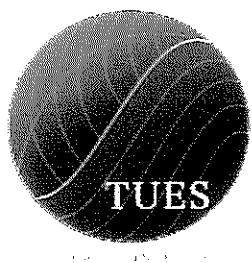
2 今後の予定

- 1) 入賞作品は、商標調査を実施したのちに、二次審査を行います。
- 2) 二次審査は、一次審査で選定された10作品の中から県内高校生等による投票によって、各部門から最優秀作品を選定します。
- 3) 最優秀賞及び優秀賞の結果は、11月19日開催予定の「新生公立鳥取環境大学公立化記念シンポジウム」において発表の予定です。
- 4) 最優秀作品は、鳥取県、鳥取市及び鳥取環境大学が発行するポスター、パンフレット等に使用し、鳥取環境大学のイメージアップを図るために広く活用します。

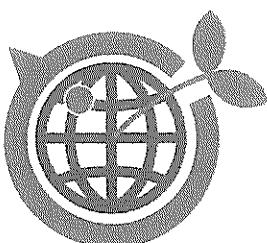
別紙

入賞作品

○シンボルマーク部門の優秀賞（5作品）



鳥取環境大学



鳥取環境大学

○キャッチフレーズ部門の優秀賞（5作品）

「地域を担い 世界に羽ばたく 人・夢・未来」

「羽ばたこう 輝く地球の未来へ向かって」

「環境を 守り育てる 希望の芽」

「豊かな創造で、人と自然と世界をむすぶ。」

「鳥取で、つながる。世界を、つなげる。」

平成22年度決算（市町村分）に係る健全化判断比率・資金不足比率(暫定値)について

平成23年9月16日
自治振興課

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」により、市町村において平成22年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率が算定されました。

1 健全化判断比率および資金不足比率（平成22年度決算）【暫定値】

●早期健全化基準以上となる団体 ・・・なし

※日野町は、平成20・21年度決算に基づく比率（実質公債費比率）で早期健全化基準以上であったが、平成21年度に財政健全化計画を策定し、財政健全化に取り組んだ結果、平成22年度決算に基づく比率（実質公債費比率）で早期健全化基準を下回った。

●経営健全化基準以上となる団体 ・・・米子市（流通業務団地整備事業特別会計）

※米子市は、平成20年度決算に基づく比率（資金不足比率）で基準超過し、平成21年度に経営健全化計画を策定し取組み中。

(単位：%)

指標 市町村名	実質赤字比率	連結実質赤字 比率	実質公債費 比率	将来負担比率	公営企業の会計名及び 資金不足比率
鳥取市	△ 2.39	△12.15	16.7	125.9	-
米子市	△ 3.36	1.60	20.8	189.5	流通業務団地整備 67.5 事業特別会計
倉吉市	△ 4.99	△ 9.64	19.0	144.9	-
境港市	△ 4.94	△ 5.55	17.9	111.2	市場事業費特別会計 14.1
岩美町	△ 3.04	△30.05	13.1	69.2	-
若桜町	△ 4.21	△17.66	15.1	19.4	-
智頭町	△ 7.30	△16.15	14.6	62.3	病院事業会計 5.1
八頭町	△ 4.05	△ 6.70	12.5	82.3	-
三朝町	△ 2.77	△ 9.18	17.1	36.2	国民宿舎事業会計 13.6
湯梨浜町	△ 4.70	△13.81	17.8	114.5	-
琴浦町	△ 2.04	△ 8.82	16.4	160.5	-
北栄町	△ 2.68	△ 3.71	21.6	156.0	-
日吉津村	△12.77	△13.27	13.2	77.8	-
大山町	△ 4.55	△ 8.56	17.7	67.4	-
南部町	△ 4.31	△13.79	16.2	81.1	-
伯耆町	△ 7.36	△10.55	15.8	60.2	-
日南町	△ 6.23	△62.40	15.7	-	-
日野町	△11.61	△13.00	24.8	111.7	-
江府町	△ 4.42	△11.18	21.2	114.7	
早期健全化 基準	11.25 ～ 15	16.25 ～ 20	25	350	
財政再生化 基準	20	30	35		
経営健全化 基準					20

注1. 数値はいずれも暫定値であり、今後変動することがある。

注2. 実質赤字比率・連結実質赤字比率が△である団体は当該比率が生じていない（黒字となっている）。

参考値として実質黒字比率・連結実質黒字比率を△表示している。

注3. 「-」は、当該比率が生じていない（資金不足が生じていない）ことを表している。

注4. 市町村の標準財政規模、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準は次頁の（参考）のとおり。

2 前年度との比較

- ・平成21年度決算で健全化判断基準を超えていた団体について比較。

(1) 健全化判断比率

市町村名	指標	平成22年度決算	平成21年度決算	増減理由
日野町	実質公債費比率	24.8	27.0 早期健全化基準超過	起債償還額の減

(2) 資金不足比率

市町村名	公営企業会計名	平成22年度決算	平成21年度決算	増減理由
米子市	流通業務団地整備 事業特別会計	67.5 経営健全化基準超過	60.6 経営健全化基準超過	事業用定期借地面積の増加 による土地収入見込額の減

3 健全化判断比率等の住民への公表

(1) 市町村の取組み

- ホームページで公表済み ・・・ 2団体
- ホームページで公表予定 ・・・ 15団体
- 広報誌等で公表予定 ・・・ 19団体

(2) 県の取組み

健全化判断比率等は暫定値として県ホームページに掲載しており、市町村から確定値が報告され次第、確定値も県ホームページ等で公表。

4 今後のスケジュール

【県】

- 9月16日に平成22年度決算にかかる健全化判断比率等（暫定値）を公表。
- 10月28日までに平成22年度決算に係る健全化判断比率等（確定値）を公表。

【市町村】

- 9月議会にて平成22年度決算に係る健全化判断比率等の議会報告及び公表。
- 日野町は早期健全化の完了の議会報告及び公表。米子市は経営健全化計画の実施状況の議会報告及び公表。

(参考) 標準財政規模及び早期健全化基準

(単位：千円、%)

	標準財政規模	実質赤字比率	連結実質赤字比率
鳥取市	52,386,754	11.25	16.25
米子市	30,921,684	11.76	16.76
倉吉市	14,775,131	12.79	17.79
境港市	8,083,069	13.73	18.73
岩美町	4,027,405	15.00	20.00
若桜町	2,227,759	15.00	20.00
智頭町	3,735,753	15.00	20.00
八頭町	7,337,288	13.94	18.94
三朝町	3,003,555	15.00	20.00
湯梨浜町	6,449,953	14.25	19.25
琴浦町	6,426,828	14.26	19.26
北栄町	5,436,779	14.73	19.73
日吉津村	1,307,351	15.00	20.00
大山町	7,660,564	13.84	18.84
南部町	4,666,227	15.00	20.00
伯耆町	5,141,538	14.91	19.91
日南町	3,881,446	15.00	20.00
日野町	2,453,372	15.00	20.00
江府町	2,319,188	15.00	20.00

※市町村の財政規模に応じて設定

早期健全化基準（実質赤字比率） = $[1/5 + \{(\text{標準財政規模の額} \times 1/40) / \text{標準財政規模}\}] \times 1/2$

早期健全化基準（連結実質赤字比率） = $[1/5 + \{(\text{標準財政規模の額} \times 1/40) / \text{標準財政規模}\}] \times 1/2 + 1/20$

< 参考 >

財政健全化法の概要

(1) 財政健全化法の目的

市町村の財政の健全性に関する比率を公表し、当該比率に応じて市町村が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定・実施することにより市町村の財政の健全化に資することを目的とする。

(2) 健全化判断比率等の種類

①実質赤字比率：一般会計等の実質赤字額が標準財政規模に占める割合で、団体の財政規模に応じ11.25～15%以上で早期健全化団体、20%以上で財政再生団体。

②連結実質赤字比率：全会計の実質赤字額等が標準財政規模に占める割合で、団体の財政規模に応じ16.25～20%以上で早期健全化団体、30%以上で財政再生団体。

③実質公債費比率：一般会計等が負担する公債費等が標準財政規模に占める割合で、25%以上で早期健全化団体、35%以上で財政再生団体。

④将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合で、350%以上で早期健全化団体。

⑤資金不足比率：公営企業ごとの資金不足額が事業規模に占める割合で、20%以上で経営健全化団体。

* 「早期健全化団体」…財政収支が不均衡な状況その他財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図ることが必要な団体

* 「財政再生団体」…財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図ることが必要な団体

(3) 早期健全化団体等の義務

①健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、財政健全化計画を策定。

②再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合は、財政再生計画を策定。

③資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を策定。

④毎年度、財政健全化計画等の実施状況を議会に報告、住民への公表。

(4) 国・県の役割

国の役割・・・財政再生団体の財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、国は当該団体に対して予算の変更等必要な措置を勧告することができる。

県の役割・・・財政健全化計画・経営健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、県は当該市町村に対して必要な勧告をすることができる。

(5) 財政再生団体に対する起債の制限と再生支援策

①財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができない。

②財政再生計画に同意を得た場合、収支不足額を振り替えるため、償還年限が財政再生計画の計画期間内である地方債（再生振替特例債）の起債が可能。

【用語解説】

実質赤字額・・・その年度の歳入歳出の単純差引額（=形式収支）から、翌年度へ繰り越す財源を控除して赤字となり、繰上充用あるいは支払繰延を行った額。

連結実質赤字額・・・実質赤字額に、公営企業会計等の実質赤字額および資金不足額を加え実質黒字額および資金剰余額を控除して赤字となった額。

実質公債費比率・・・一般会計等の公債費に公営企業会計の公債費への繰出金や一部事務組合の公債費への負担金など公債費に準ずるものを加えた額から、公営住宅使用料や都市計画税などの特定財源と普通交付税に算入された公債費等を控除した額の標準財政規模に対する割合。

次期中山間地域対策検討懇談会の開催概要について

平成23年9月16日
中山間振興・定住促進課

中山間地域振興条例の見直し及び次期中山間地域対策の検討を目的として設置している「次期中山間地域対策検討懇談会」の、第2回安全・安心部会及び第2回地域づくり部会を開催し、その概要は以下のとおりです。

1 第2回安全・安心部会の概要

(1) 開催日時 8月31日(水) 12時30分～14時30分

(2) 開催場所 県庁特別会議室

(3) 協議事項 中山間地域振興施策・事業の内容検討等

(4) 主な意見

ア. 日常生活交通の確保について

- ・事業者による路線バスは守りたいが、バスの通らない奥部地域の交通確保も必要であり、両立させることが難しい。路線バスで全ての地域を網羅することは困難で、NPO等による有償運送、タクシー業者にバス料金との差額を支払う、市町村がバスを運営する等、色々なものを組み合わせていかないと、交通の確保はできない。
- ・八頭町では、ワゴン車3台で市町村有償運送を行っている。収支は赤字だが、公共交通の考え方を福祉や教育の保障の観点に変えて運行している。今後、ニーズ調査をして、路線の充実又は選択をしていく必要がある。
- ・複合化の方向は正しいが、特定の機関の頑張りに頼ってしまって、その機関の負担になつては継続性が無くなる。地域が認め、支える仕組みが必要。
- ・地域の支え合いで無償で行う方法もあるが、それを担う人の確保が必要。
- ・人だけでなくモノも運べると良いが、有償運送では法制度上の問題があつて難しい。
- ・町中でも独居の高齢者が増えており、買い物や通院にタクシーを使っている現状がある。いつでも使えるタクシーは便利。料金が払える人は払う、払えない人には助成するということも考えられるのではないか。

イ. 買い物弱者支援について

- ・移動購買車が来ない日等は、誰か買い物に出る人は無いか、何か必要なものは無いかななど、住民同士が声を掛け合って、助け合つて生活している小規模高齢化集落もある。
- ・移動販売は、現在の状況では存続することは難しい。今後、アンケート調査で利用者のニーズを把握するなど、もっと地域住民に密着した付加価値のあるサービスを提供して、何とか収支が合うようにしていきたい。
- ・サービスが地域のニーズに叶つているか、また、それを地域が支えていけるかが問題。地域の人たちがサービスを維持するという視点も必要。

ウ. 保健医療・福祉サービスの維持・充実について

- ・認知症は、早く見つけて早く手を打つことが大切だが、身内では気が付きにくいため、第三者が客観的に早期対応する必要がある。保健師等が地域に限なく出掛けて、住民の情報を把握することが重要であり、そのための人員配置や予算配分も考えるべき。
- ・地域包括支援センター、病院、社会福祉協議会等が密接に連携することが必要であり、住民の情報を共有するための定期的な情報交換の場の設置など、関係機関の連携体制を地域の中に張り巡らせることが重要。

工. 地域の見守り活動について

- ・中山間地域、特に小規模な集落では、人と人との繋がりが強く、住民同士の見守り活動、支え合い体制という面では、中山間地域の方ができることが多い。
- ・広域の地域協議会単位で見守りの取組みを進めることにより、集落ごとの見守り体制をうまく構築できた。集落から声が上がるのを待っていても実現は難しい。
- ・移動購買車がきめ細かく集落を巡回しており、見守り事業者として、日頃から高齢者の様子などを細かく役場に情報提供してくれている。見守り活動は、関係機関がきちんと連携していくことが大切。
- ・限界集落の中にも、困った時は助け合えるように自分達の日常生活のスタイルを作っているところもあるが、緊急時の対応等、集落では解決できない問題を地域で補完するシステムづくりが必要。

オ. その 他

- ・実施主体が何であれ、全てのサービス提供は、収支が合わないと長期的に継続できない。ボランタリーな活動に期待しすぎてはいけない。また、資金の投入にも限界があるので、行政がどこまで手を加えるかということも考えておく必要がある。
- ・小学校区、公民館区くらいの一つのまとまりの中で何ができるか、個々の集落よりもある程度広い土俵でのものごとを考えて、その中で小さな循環の仕組みができると良い。

2 第2回地域づくり部会の概要

- (1) 開催日時 8月31日（水）14時45分～16時45分
- (2) 開催場所 県庁特別会議室
- (3) 協議事項 中山間地域振興施策・事業の内容検討等
- (4) 主な意見

ア. 集落機能の維持及び集落活動の担い手について

- ・箱モノが先行して人材育成が遅れているのが現状。継続的な地域づくりが行えるよう、地域リーダーの養成を支援する「サポートセンター」のような、県レベルでの支援体制・組織があるとありがたい。
- ・リーダーには、まとめ役、つなぎ役、仕掛け役の3種類がある。加えて、会計ができる人材の確保も必要。会計講座など、リーダー研修にも色々なコースがあると良い。
- ・地域マネジメントの知識・経験がある人は少なく、一定期間、体系的に学ぶ必要がある。会計のスキルも重要。次世代の人材を育てることも常に意識しなければならない。
- ・リーダーを養成するには、地域で色々なことを仕掛ける必要がある。地域づくり計画の策定など、具体的な活動に取り組む中で、リーダーが発生し、育ってくる。
- ・集落の小規模化が進み、機能が低下する中で、個々の集落単位で長期的にものを考えることは現実的に無理がある。集落独自の営みと同時に、集落の連合体による広域的な取組みの二重構造を考えていく必要がある。

イ. 伝統文化等の継承について

- ・担い手がいなくなり、地域の伝統文化が継承できる環境が無くなっている。特に単独の集落で行われているもの、形の無いものが残りにくい。
- ・子供たちに地域の伝統文化や集落の活動を知ってもらい、関わってもらうことが大切。行政が主体になって、皆に知ってもらえる場、発信できる場をつくってほしい。
- ・現在、集落史の発行や、中山間地域の「匠」や「宝」を掘り起こす取組みを進めている。こういうものをどんどん後世に残していくべき。
- ・当事者の努力だけでは継承が難しいというのが現状。他の地域の第三者が関わっていく、

- 地域に入ってお手伝いをすることが必要で、それが地域の活性化にも繋がっていく。
- ・文化財としての指定など、何らかのお墨付きがあれば、地域の中でも存続しようという機運が出てくる。
 - ・伝統芸能を保存・継承するための備品等の修繕・購入に対する補助制度があると良い。

ウ. 産業の振興について

- ・せっかく特産品を作っても、市場を考えていないため売れないことが多い。まず市場のニーズをきちんとマーケティングした上で、地域の特産品と結びつけていく発想が大事で、マーケティング等の専門性を持った人材が不可欠。
- ・長期的な視点での生産・販売か、一時的でも地域の活性化を図ろうとするものなのかなど、その目的別に支援の仕方を考えても良いのでは。
- ・新しいもの、奇をてらったものを次々と作るより、地域に根ざしたものを持った特産品として長期的に売り出していく方が継続できる。
- ・自分たちが作った商品を、誰かに喜んで利用してもらえる満足感が、生きがいとなり、元気な活動、継続的な取組みにつながっていく。
- ・小さな規模であっても、中山間地域で農地を荒らさず、高齢者が何とか頑張って農業を続けているのが現状。農機具を揃える場合等、小さな農家に対する支援策が必要。
- ・地域で細々と特産品づくりに取り組む小さなグループが多くある。農協等が生産指導を行ったり、販売を一手に引き受けるような支援体制ができるないか。
- ・中山間地域の資源を活かして、如何に地域全体を戦略的に外に向けて訴求していくかを関係者が徹底的に議論し、地域トータルで戦略を考えるべき。例えば、「環境」をコンセプトにした打ち出し方など。
- ・地域産業のマネジメントをするような組織を設立することを考えても良いのではないか。
- ・「観光」を軸にして、20~30km程度のエリア内で農業や食などを連携させて、土産や食事等に結びつけていけると、真の農商工連携に繋がるのではないか。

※今後、事務局で論点を整理したうえで、次回以降の会議で更に議論を深めていく予定。

3 懇談会開催日程（参考）

区分	地域づくり部会	安全・安心部会	検討内容
5月	(5/27)		条例・施策の現状把握等
7月	1回目(7/12)		施策・事業の内容検討等
8月		1回目(8/8)	"
	2回目(8/31)	2回目(8/31)	"
9月	3回目	3回目	"
10月	4回目	4回目	条例・次期対策の検討等
11月	全体会		まとめ

【企画県土警察常任委員会と次期中山間地域対策検討懇談会との意見交換】

- ・第1回 8月31日 常任委員会と懇談会（全体会）との意見交換
- ・第2回 10月（予定） 常任委員会と懇談会（各部会）との意見交換

次期中山間地域対策検討懇談会委員名簿

所 属 等	職 名	氏 名	地域 づくり 部会	安全・ 安心 部会
鳥取大学	副学長	細井 由彦	○	○
鳥取環境大学	教 授	北崎 寛	○	○
島根県中山間地域研究センター	研究企画監	藤山 浩	○	○
とっとり地域連携・総合研究センター	主任研究員	倉持 裕彌	○	○
各 地 区 振 興 協 議 会 代 表	扇の里村づくり推進委員会（国府）	会 長	谷口徳五郎	○
	大江ノ郷自然牧場（八頭）	代表取締役	小原利一郎	○
	竹田地域協議会産業振興部 「ざっこの会」（三朝）	代 表	岩世 黎子	○
	元米子市保険年金課長（米子）		星野 好子	○
	美用レディース加工グループ（江府）	代 表	川上 幸恵	○
智頭町社会福祉協議会	福祉	事務局長	津田 英樹	○
江府町地域包括支援センター	保健 医療	センター長	藤森 史子	○
前鳥取県警察本部 生活安全部総括参事官	防犯		藤田 洋	○
若桜町消防団	防災	団長	山根 勝	○
特定非営利活動法人たかしろ	交通	理事長	高間 武人	○
鳥取いなば農業協同組合 岩美支店営農経済課	買い物	課 長	河本 純一	○
鳥取市中山間地域振興課	課 長	中村 晃	○	○
八頭町企画課	課 長	薮田 邦彦	○	○
三朝町企画観光課	課 長	松浦 弘幸	○	○
南部町企画政策課	地域振興 専門員	長尾 健治	○	○
日南町企画課	課 長	高見 正司	○	○
鳥取県企画部地域づくり支援局	局 長	岡崎 隆司	○	○

春秋国際旅行社姜副社長と知事の面談結果等について

平成23年9月16日
交通政策課
国際観光推進課

春秋国際旅行社（上海市）等による視察が平成23年9月1日から9月3日にかけて行われ、姜副総経理（副社長）と知事の面談を9月1日に行いました。

1 視察概要

（1）日 程

平成23年9月1日（木）から9月3日（土）

（2）視 察 先

[鳥取県] 鳥取砂丘、山陰松島遊覧、倉吉・白壁土蔵群、青山剛昌ふるさと館、なしこ館、とつとり花回廊、米子鬼太郎空港、水木しげるロード、鳥取温泉（宿泊）、皆生温泉（宿泊）、三朝温泉（宿泊）

[島根県] 松江城、足立美術館、由志園

（3）視察来訪者

○春秋国際旅行社

　姜偉浩（ジャン・ウェイハオ）副総経理（副社長）、

　牟麗娜（モウ・リナ）日本部経理、ほか1名

○アメガジャパン社

　邱以昌（チュウ・イーチャン）日本部責任者

2 知事面談概要

（1）日 時

平成23年9月1日（木）午前11時30分から正午まで

（2）場 所

知事公邸 第1応接室

（3）出 席 者

相手方：視察来訪者と同じ

鳥取県側：平井知事、高橋企画部長、岡崎地域づくり支援局長、細羽文化観光局長

3 観察及び面談結果

面談では平井知事が鳥取県の代表的な観光スポットについて映像や写真を使ってプレゼンテーションを行い、観光地としての本県の魅力を紹介した。続いて、姜副総経理からの会社概要等の紹介を受けた後、双方で意見交換を行った。

また、2日間に渡って県内及び島根県の観光地について現地の視察案内を行った。

○ 姜副総経理からは「鳥取は初めて訪れたが、鳥取砂丘、浦富海岸に代表される自然の豊かさと四季毎に変わる美しい景観、歴史のある日本の建物や新しい文化としてのマンガなど中国人旅行者にアピールする魅力を十分備えている。高松に就航している春秋航空を利用して、試験的に鳥取県へのツアー造成を考えてみたい。将来の鳥取県への春秋航空の就航も視野に、鳥取県をパートナーとして協力していきたい。」との発言があった。

あわせて、中国国内での鳥取県の知名度が低いことへの対策が必要とされた。

○ こちらからは、中国河北省との交流、海外からの観光客に誘致に向けた取組や香川県（高松空港利用）からの観光ルートの提案などをを行い、ともに協力して中国人観光客の誘客を進めていきたいと応答した。

4 今後の対応

- このたびの来訪を契機に、まずは春秋航空の高松空港便を利用した鳥取県への旅行商品造成の早期実現を春秋国際旅行社と共同して進める。
- 本県の中国での知名度を上げるため、機会を捉え、本県の観光プロモーションを上海等において積極的に実施する。
- 鳥取県へのツアー造成に向け、県内の中国人観光客受入れ気運の醸成や受入れ態勢の整備を進める。
- 今後とも積極的にエアポートセールスを実施し、国際定期便・国際チャーター便の誘致に向けた取組を進める。